

第6期 雲南市農業委員会第25回総会議事録

1. 日 時 令和元年7月24日(水) 13:30~14:50

2. 場 所 市役所3階・301会議室

3. 出席委員(19名)

1番 錦織 邦男	2番 高田 耕	3番 竹内 勉	4番 奥田 武
5番 神田 邦昭	6番 小山 益男	7番 山本 裕子	8番 吉廣 丈晴
9番 佐藤 博子	10番 三原 治雄	11番 吾郷 正司	12番 高橋美佐子
13番 橋本 博	14番 三島 輝昭	15番 柳原 昌広	16番 嘉本 輝雄
17番 山本 博子	18番 内部 武雄	19番 加藤 一郎	

4. 欠席委員(0名)

5. 事務局又は説明者 統括監 日野 誠 事務局長 奥井健次 統括主幹 白築 香
主 幹 土江慶彦 主 幹 錦織研吾

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第167号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第168号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第169号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第170号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第171号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について
- ・議第172号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第173号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長に議長をお願いいたします。
議 長	ただ今の出席委員は、19名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第25回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p><u>日程第1. 議事録署名委員の指名</u>を行ないます。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、13番橋本博委員、14番三島輝昭委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p><u>日程第2. 諸報告</u>を行ないます。事務局より説明を求めます。</p> <p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長専決処分の報告（県常設審議委員会諮問案件）について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）について ・農地等返還通知（使用貸借解約）について ・公共工事の施工に伴う廃土処理に係る届出書について ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書について ・会議等の報告事項について ・会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。質問はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長 事務局	<p><u>日程第3. 議案の上程</u>を行ないます。それでは最初に、「<u>議第167号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について</u>」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書9ページ「議第167号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」説明します。10ページをご覧ください。図面は最初のページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑、現況荒廃農地、面積は456.00㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇市〇〇町の□□□□さん、非農地の事由は「遠方に居住しており耕作困難であって相当以前より耕作しておらず山林原野化してしまった」ということです。令和元年7月5日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため非農地証明して問題ないと考えます。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議についてよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>（確認委員、補足説明なし）</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました質疑はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	(無しの声あり) 質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
議 長	(無しの声あり) 討論を終わります。お諮りいたします。
議 長	「議第167号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第167号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	次に、「議第168号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書11ページ「議第168号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」を説明します。12ページをご覧ください。図面については5ページから掲載しています。 今回非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇地区です。 申請番号1～10番、〇〇町〇〇地区については、地目田5筆、畑5筆の合計10筆、関係者は1名で合計面積は5,372.00㎡です。令和元年6月4日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。 非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。
議 長	以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。 ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。 (確認委員、補足説明なし)
議 長	無いようですので、ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。「議第168号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」は、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、「議第168号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	次に、「議第169号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 事務局	<p>事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書13ページ「議第169号農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。今回3件の申請が出ております。</p> <p>議案書14ページをご覧ください。資料は8ページとなります。</p> <p>申請番号1番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿田、現況畑で、面積は69㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は「高齢になり耕作が困難になったため、後継者に譲渡する。」ということです。</p> <p>譲受人は、息子さんの△△△△さん。申請事由は「申請地を譲り受け、農業経営を主宰する。」ということです。土地代は無償。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号2番。〇〇町〇〇△△-△外1筆。地目は登記簿現況ともに畑で、合計面積は214㎡です。</p> <p>権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は「遠方に居住しており、耕作が困難なため。」ということです。</p> <p>譲受人は、〇〇市〇〇町の△△△△さん。申請事由は「空き家付き農地取得制度を利用するため。」ということです。土地代は無償。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号3番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で、面積は199㎡です。</p> <p>権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は「遠方に居住しており、耕作が困難なため。」ということです。</p> <p>譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん。申請事由は「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地代は無償。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>以上について、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。</p> <p>したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上についてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(確認委員、補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
2 番	<p>2番〇〇です。□□さんは、経営面積0ですか。それで農家ですか。</p>
1 8 番	<p>18番〇〇です。□□さんは、こちらにおられません。家は空き家になっています。</p>
議 長	<p>はい。事務局説明してください。</p>
事務局	<p>現況は荒廃農地となっていることから、農地台帳上は経営面積としてカウントされていないということです。3条の議案の上程上は、農地は農地として譲渡することから、現状を議案上畑の方に変更して出させてもらいました。</p>
1 8 番	<p>□□さんは、現場は〇〇だが、家は〇〇の方。こういう名前の方がおられること自</p>

発信者	議 事 録 要 旨
18番	体知らなかった。元々おられない方で、どういういきさつで家の後をみられたかはわかりません。農地としては、荒れ果てた農地です。
議 長	ご理解がいただけましたか。結局農地が耕作放棄地となっているという状況です。
2 番	□□さんの土地ではあるんですかね。
議 長	持ち主はそういうことです。あげだが事務局。
事務局	はい。そのとおりです。
2 番	経営はしてないので、0ということですか。
議 長	荒らしてあるということだ。荒らかいているのを今回△△さんが荒れている土地と家をあわせて購入するということです。
2 番	それはわかるんですが、所有権があるということで、ここに□□さんがのっている譲渡人となっているということか。
議 長	そういうことです。
2 番	わかりました。
議 長	特殊な例だろうとは思いますが、今後このようなことがでてくるのではないかと、松江や出雲に出られると全部耕作放棄地となりこのようなことが今後も可能性はあるということは、委員のみなさんもお承知おきください。 他に質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。「議第169号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、「議第169号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、「議第170号農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書15ページ「議第170号農地法第4条の規定による許可申請について」提出のあった案件について説明をいたします。16ページをご覧ください。 図面は、17ページから掲載していますので一緒にご覧ください。 申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で申請面積は9.90㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を移転されます。 転用理由は「現在の墓地は自宅から離れており墓地への往来及び永代管理が困難なため、申請地へ移転したい。」とのこと。農用地区域外で、確認は〇〇推進委員さんです。 農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。以上報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。
	(確認委員、補足説明なし)
議 長	ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。「議第170号農地法第4条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第170号農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、「 <u>議第171号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について</u> 」を議題とします。なお、本案件と「 <u>議第172号農地法第5条の規定による許可申請について</u> 」の番号6番は関連する案件でございます。よって、議第172号の番号6番を併せて審議したいと存じますが、ご異議ありませんか。 (無しの声あり)
議 長	ご異議なしということですので、議第172号の番号6番を併せて審議します。事務局はそのように説明をお願いします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書17ページ「議第171号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」と、関連案件となります「議題172号農地法第5条の規定による許可申請について」の議案書22ページ申請番号6番について説明します。 始めに議案書18ページの申請番号1番をご覧ください。資料は46ページとなります。 この案件は、過去の転用許可について、当初の転用事業者では転用目的を達成することが困難であり、当該転用事業者に代わって許可に係る土地について転用を希望する者があったため、当初の転用事業者を変更するために申請されたものです。 まずは、過去の転用許可の内容について説明します。 平成4年9月25日付け農地法第5条の規定による許可であり、転用目的は墓地の建設、譲渡人は□□□□さん、譲受人である転用事業者は△△△△さんという方でした。この許可により、△△△△さんを所有者とする所有権移転登記までは完了していましたが、転用目的の墓地については、墓地を建設する前に△△△△さんがお亡くなりになったため、それ以降資料50ページの状況でストップしていました。

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>さらに、△△△△さんの相続人さんは、転用許可を得た土地とは別の場所で墓地を建設されたため、該当地で墓地を建設する必要がなくなりました。</p> <p>そのような中で、△△△△さんの相続人さんが財産処分を検討していたところ、〇〇町〇〇の〇〇〇〇さんが、相続人さんの代わりに墓地を建設したいということになり、この度、当初の転用事業者の変更をするために申請されました。</p> <p>したがいまして本案件は、当初の許可の取り消し処分を行っても、その土地が旧所有者によって農地として効率的に利用される見込みがなく、許可目的達成が困難になったことが当初の転用事業者の故意または重大な過失によるものではなく、転用事業内容も同等であり、変更後の転用事業計画の実施も確実であると認められ、周辺地域における農業等に及ぼす影響もなく、変更後の転用事業が農地転用の許可基準に照らし、許可相当であると認められると判断し承認要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>続きまして、議案書22ページの申請番号6番をご覧ください。</p> <p>申請番号6番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿畑、現況荒廃農地で、面積は9.61㎡です。</p> <p>権利の種別は所有権移転で、譲渡人は先ほどの△△△△さんの相続人で〇〇市〇〇町の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の〇〇〇〇さんです。</p> <p>転用目的は墓地で、墓碑1棟を建設されます。</p> <p>転用事由は「譲渡人が不要となり、譲受人が自宅から近く使用したいため。」ということです。</p> <p>土地代は無償。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農用地区域外で農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>以上、転用事業者の変更及び農地法第5条の規定による許可申請についてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(確認委員、補足説明なし)</p>
議 長 1 番	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>1番〇〇です。一番最後のページの写真ですけれども、既に形は出来ているということで、まだ墓石は建っていないですけれども、周りの参道等墓地のようになっていますが、これやり方として地目を墓地とか宅地・雑種地に変えて農地法の制約を無くすと。そういう方法はなかったのでしょうか。</p>
議 長 事務局	<p>事務局、説明をお願いします。</p> <p>今の譲渡人の名義をもって地目変更登記を行い、その後、〇〇さんへ所有権移転ができないか。というご質問でしょうか。</p>
1 番 事務局	<p>はい。</p> <p>壁はできておりますが、この状況で、法務局に対しまして地目変更登記申請を行っても墓地として認められるかどうかというところが不確定、難しかったものであった</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>ため、農地は農地として地目は変えずに今回事業承継者さんに変えまして、改めて第5条の申請書を出してもらおうという方向になりました。これにつきましては、島根県東部農林振興センターとも前々より相談をして進めてきた経緯があります。そういったこともあり今回の手続きとなったところでございます。</p>
議 長 1 番	<p>まったく特殊な例であり、おっしゃられるとおりでと思います。 ということは、確認まではされていないですけれども、法務局の方では、この状態では墓地或いは宅地としてはみなさないということによろしいですかね。</p>
議 長	<p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>そういうことです。</p>
議 長	<p>法務局の案件で、おっしゃられるとおりで、法務局は普通墓が建ったり、建物が建った状態で初めて登記ができる。 建物が建っていない状態では、なかなか宅地として登記ができないという処理の仕方がある。</p>
事務局	<p>前の人がここまでやられて墓を作られる前に亡くなられ、そのあとをこの方がもらわれ自分の墓地とするという特殊な流れの中で、できてきたもの。 このやり方をしないとなぜできないかということをお農業委員さんによく理解してもらわないといけない。なぜこの手続きを踏んだかということ。また元に戻すことができないというそのところをよく理解してもらわないといけない。そのところを説明してあげて、元に戻せないということ。</p>
事務局	<p>基に戻せないという理由につきましては、当初平成4年9月25日付けの許可ですね、取り消し願いが出て取り消した場合、既に所有権移転登記が終わっております。これを前の所有者さんに戻してもらわないといけないということになります。所有権移転の原因が墓地を建てる、農地法の許可に基づいたものとなります。その所有権移転の根拠となる許可が取り消されたということになれば、前の所有者さんに戻さないといけないということになる。 前の所有者さんにとりましても今更戻されてもということになりますし、土地の売買による金額も発生しているためそれも返さないといけないなど、いろいろそういった都合がありまして、そういったことも含めましてこのような手続きを取らなければならぬことになりました。</p>
議 長 1 番	<p>なぜこういう手法をとったかご理解いただけましたか。 はい。</p>
議 長	<p>他の委員の皆さんご質問はございませんか。 めったにない例で特殊な例で、旧〇〇町時代も出てきたことがありました。元に戻せないこともあり、このような手法をとったこともあり、ご理解をお願いしたい。</p>
2 番	<p>2番〇〇です。いいですか関連ですけれども、この場合は相続人さんは他の所へ墓を作られたわけですが、準備できた墓地をもらおうかという人がおられたから、解決したんだけど、そうじゃなかったらどういう状態で、残っていつちゃうんですかね。つまり宙ぶらりんになっちゃうわけですね。 つまり、農地ではないとなっていると農業委員会が関わる案件ではないような気がするんですけども。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 2 番 事務局	<p>法律の精神は、例えば農地転用で車庫を建てます、墓地を建てますとあって、その事業ができなかった場合は、元に戻さないといけないというのが法律の精神だ。</p> <p>墓地を作ろうと思って、作る気がなくなったら、農地に戻るといふことか。</p> <p>当時は5条による許可であり、当人さんたちは、親子関係ではない。よって、5条取り消しを行っての処理は、余計複雑となるので、今回こういう処理をした。</p>
議 長	<p>農業委員会が進捗状況を確認し指導し、転用するか農地に戻すかのどちらかとなる。作る気がなくなり、また作っていない、或いは今回例えば次の方がいなかった場合は、基本的には農地に戻すということになる。</p> <p>めったにない例ですが、こういうパターンもあることを皆さん方も理解しておいていただきたい。いつこういう案件が自分の持ち場で出てくるかもしれないので、こういう経験も大事なので、みなさんもよく理解しておいてください。</p>
議 長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。</p> <p>「議第172号の番号6番」は、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。「議第171号」は申請のとおり承認することに、また、「議第172号の番号6番」は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、「議第171号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」は申請のとおり承認することに、「議第172号農地法第5条の規定による許可申請について」の番号6番は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長 事務局	<p>次に、「<u>議第172号農地法第5条の規定による許可申請について</u>」の番号6番以外の案件についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書19ページ「議第172号農地法第5条の規定による許可申請について」の番号6番以外の5件について説明します。</p> <p>議案書20ページをご覧ください。資料は21ページとなります。</p> <p>申請番号1番。〇〇町〇〇△△-△外1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で、合計面積は754㎡です。</p> <p>権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん外1名、譲受人は〇〇町〇〇の宗教法人△△代表役員△△△△さんです。</p> <p>転用目的は駐車場で、普通自動車11台分、軽自動車7台分を整備されます。</p> <p>転用理由は「申請地を取得し、境内にある墓地の駐車場を整備する。」という事です。土地代ですが、△△-△は無償、△△-△は10アールあたり150万円。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農用地区域外で農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>低い農地である」ことから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿畑、現況宅地で、面積は27㎡です。</p> <p>権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さん、譲受人は〇〇市〇〇町の△△△△さんです。</p> <p>転用目的は宅地拡張で、庭を整備されます。転用理由は「庭として利用する。」ということです。土地代は無償。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は、都市計画区域内の「準工業地域」に指定されており、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号3番。〇〇町〇〇△△-△外1筆。地目は登記簿現況ともに畑で、合計面積は336㎡です。</p> <p>権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇市〇〇町の△△△△さんです。</p> <p>転用目的は個人住宅で、居宅1棟、駐車場2台分を整備されます。</p> <p>転用理由は「家族も増え狭くなり住宅を建築する。」ということです。</p> <p>確認は、〇〇推進委員さんです。農用地区域外で、農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号4番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿田、現況畑で、面積は38㎡です。</p> <p>権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。</p> <p>転用目的は駐車場で、自家用駐車場2台分を整備されます。</p> <p>転用理由は「現在は駐車場がなく不便な為、申請地を利用して駐車場を整備する。」ということです。土地代は無償。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農用地区域外で、農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号5番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で、面積は79㎡です。</p> <p>権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。</p> <p>転用目的は宅地拡張で、居宅1棟64.11㎡を建設されます。</p> <p>転用理由は「住宅を建築するが、現宅地(△△-△)だけでは狭いので申請地と合わせて利用したい。」ということです。確認は、〇〇委員さんです。</p> <p>令和元年6月27日に農用地区域除外の事前了承となり、農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>本件については、農用地区域除外が事前了承されたことにとどまるため、審議は「許可相当」とし、後日、農用地区域除外が正式に公告決定された後に、会長専決により許可となります。なお、資料の45ページに写真を載せております。現地確認した際に、土嚢が積まれており宅地に係る工事が進んでいるように思われました。これにつきまして、行政書士に確認しましたところ農地には現状かかっていないという回答が</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>ありましたので、始末書までの提出は求めておりません。</p> <p>以上について、ご審議をお願いいたします</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
6 番	<p>〇〇委員さん。申請番号1番の△△さんの件、説明をお願いできますか。</p>
	<p>6番〇〇です。資料は23ページとなります。</p>
	<p>〇〇△△-△ですね。外側の土地が□□さんの土地で、その下の△△-△が〇〇さんの土地ですね。これを宗教法人が取得して、ここへ駐車場を作るという計画です。その下の△△-△というのは、現況は県の道路改修によって、道路になっています。△△-△と△△-△の境界に擁壁を作るような計画となっています。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。道路改良により、あそこの場所をご存知の方は姿が一変しています。その他補足説明はございませんか。</p>
	<p>(確認委員、補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局並びに〇〇委員さんから説明をいたしました、質疑はございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。「議第172号農地法第5条の規定による許可申請について」の番号6番以外の案件は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、「議第172号農地法第5条の規定による許可申請について」の番号6番以外の案件は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「<u>議第173号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について</u>」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書23ページ「議第173号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。</p>
	<p>議案書24ページをご覧ください。</p>
	<p>今回の設定件数は5件。内訳は〇〇町4件、〇〇町1件です。</p>
	<p>借り受け戸数は1戸となります。新規設定4件、再設定1件です。</p>
	<p>全て中間管理機構が借り受けるもので、中間管理機構からの転貸予定先は、〇〇町分が(農)〇〇さん、〇〇町分が(農)〇〇さんです。この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合すること」の要件を満たしていると考えます。</p>
	<p>以上について、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこと</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	とします。14時40分まで、暫時休憩とします。ご協議をお願いします。 . . . (休憩) . . .
議 長	(協議：〇〇町、〇〇町 【無. . . 〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町】) 会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。 最初に、〇〇町より順次発表願います。
7 番	7番〇〇です。申請番号1番から4番までの関係ですけれども、いずれも新規ですけれども、農事組合法人〇〇さんが受けられ沢山受けておられ、妥当と判断しました。
議 長	ありがとうございました。次に、〇〇町をお願いします。
9 番	9番〇〇です。5番の案件ですが、転貸予定先は〇〇さんで、再設定ということもあり、妥当と判断しました。
議 長	ありがとうございました。ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。「議第173号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、「議第173号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として、市長に報告することに決定いたしました。
議 長	<u>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</u>
事務局	ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。

9. その他事項等

発信者	そ の 他 事 項 等
事務局	※その他事項について (1) 農業委員視察研修について (2) 農地利用最適化推進委員欠員に伴う協議結果について (3) 雲南地区農業委員会連絡協議会総会、研修会について ※第26回総会開催日程等について ○8月の第26回総会は、8月21日(水)午後1時30分より、市役所3階・301会議室で開催します。 それでは、これにて全ての日程を終了いたします。お疲れ様でございました。

発信者	その他事項等

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____